

平成20年度長野市保育料徴収基準額表(月額)

資料1-2

(現行)

(改正案)

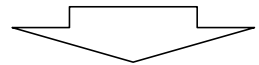
国階層 区分	市階層 区分	定義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		
			国基準	市保育料	国基準	市保育料	
1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	
2	B1	前年分所得税 非課税世帯	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	0	0	0	0
	B2			9,000	1,800	6,000	1,200
3	C1	前年分所得税 課税世帯	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)	18,500	8,900	15,500	6,600
	C2			19,500	9,900	16,500	7,600
4	D1	前年分所得税 課税世帯	13,500円未満		14,200		11,900
	D2			30,000	19,400	27,000	16,800
	D3			36,000円以上 72,000円未満	24,500		21,700
5	D4	前年分所得税 課税世帯	72,000円以上 108,000円未満		31,500		25,200
	D5			44,500	40,500	36,400	26,100
	D6			144,000円以上 180,000円未満		44,000	
6	D7	前年分所得税 課税世帯	180,000円以上 252,000円未満		50,500		27,200
	D8			61,000	53,600	38,200	28,700
	D9			342,000円以上 459,000円未満		54,500	
7	D10		459,000円以上	80,000	55,600	38,200	30,700



国階層 区分	市階層 区分	定義	保育料		
				1	A
2	B1	前年分所得税 非課税世帯	前年度分市町村民税 非課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)		
	B2			前年度分市町村民税 非課税世帯 (B1を除く世帯)	
3	C1	前年分所得税 課税世帯	前年度分市町村民税 課税世帯 (母子・父子及び障害者世帯等)		
	C2			前年度分市町村民税 課税世帯 (C1を除く世帯)	
4	D1	前年分所得税 課税世帯	7,500円未満		
	D2			7,500円以上 20,000円未満	
	D3			20,000円以上 40,000円未満	
5	D4	前年分所得税 課税世帯	40,000円以上 60,000円未満		
	D5			60,000円以上 80,000円未満	
	D6			80,000円以上 103,000円未満	
6	D7	前年分所得税 課税世帯	103,000円以上 183,000円未満		
	D8			183,000円以上 283,000円未満	
	D9			283,000円以上 413,000円未満	
7	D10		413,000円以上		

保育料額は現行のまま

※保育料算定の基礎となる所得区分を国が7階層、市が15階層の区分にて実施。



※平成20年度は国基準における第4～第7の前年分所得税額の範囲を、税制改正に合わせて定率減税廃止前の状況に割戻した上で、税源移譲に伴う税率変更に応じたもの下げ、保育料額はそのままとする。

これにより、定率減税の廃止により所得税額が上がるが、そのために保育料が増加するのを抑止することとなる。